

行政監査の結果に基づく措置

環境政策部環境衛生課

調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	行政財産の目的外使用許可について、使用許可申請がされておらず、使用許可されていないままの設置となっているものが1台見受けられたので、倉敷市財務規則および倉敷市行政財産使用料徴収条例に基づき適正な事務手続きを速やかに行われたい。
措置	行政財産の目的外使用許可については、自動販売機設置者へ使用許可申請の提出を指導した後、提出された申請に基づき、これを許可しました。また、倉敷市財務規則及び倉敷市行政財産使用料徴収条例に基づき適正な事務手続きを行いました。

倉敷市立短期大学

調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	行政財産の目的外使用許可について、自動販売機設置に係る使用料の算定方法に誤りがあり、過多及び過少な使用料を徴していたので、関係規程に従い適正な事務処理をされたい。
措置	行政監査での指摘を受け、算定方法に誤りがあった平成30年度分及び平成31年度分について再計算を行い、追徴等の事務処理を行いました。 また、行政監査の指摘内容について事務局内職員を指導しました。今後は、関係規程に従い、適正な事務処理を行ってまいります。

文化観光部観光課

調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	行政財産の目的外使用許可について、使用料の額の算定方法に誤りがあり、過少な使用料を徴しているものが見受けられたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例に従い適正な事務処理をされたい。
措置	令和元年10月の定期監査において行政監査と同様の指摘を受けており、その際に平成31年度に使用許可をした全ての案件について再計算を行い、算定方法に誤りがあった案件については、追徴の事務処理を行っております。 また、行政監査の指摘内容について再度課内職員を指導しました。今後は、倉敷市行政財産使用料徴収条例等関係規程に従い、適正な事務処理を行ってまいります。